平成２４年（フ）第２７０号
福井県丹生郡越前町栃川第37号７番地３
破産者　山岸　正弘
１　決定年月日　平成25年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３５３号
福井市若杉４丁目312番地
破産者　佐野　政登
１　決定年月日　平成25年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３０号
福井県丹生郡越前町高佐第19号62番地
破産者　山口　高浩
１　決定年月日　平成25年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３３号
福井県丹生郡越前町梅浦第61号８番地
破産者　森　　健太
１　決定年月日　平成25年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３９号
福井市舟橋黒竜１丁目517番地、住民票上の住所福井県あわら市二面５丁目904番地
破産者　竹島商建環境空間工房こと家猫舎こと竹島　幹雄
１　決定年月日　平成25年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７４号
福井県坂井市丸岡町新九頭竜２丁目70番地
破産者　中野　恵美
１　決定年月日　平成25年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１１９５号
広島市安佐南区緑井４丁目30番６―303号
破産者　水津　一利
１　決定年月日　平成25年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１６号
徳島県三好市三野町加茂野宮1371番地、住民票上の住所大阪府堺市北区百舌鳥梅町３丁10番地３マンション雅１階14号
破産者　瀧川　壽夫
１　決定年月日　平成25年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２４年（フ）第４７４号
高知市鏡小浜６番地２
破産者　武田　美和
１　決定年月日　平成25年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６１号
高知市神田207番地　船岡南団地Ｒ７―28号
破産者　松本めぐみ
１　決定年月日　平成25年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１０号
熊本県山鹿市鹿北町多久1047番地３
破産者　野中　貞臣
１　決定年月日　平成25年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２５年（フ）第１１号
熊本県山鹿市鹿北町多久1047番地３
破産者　野中マランヤオン，リセル
１　決定年月日　平成25年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第３６号
熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺5835番地１
破産者　佐藤まり子
１　決定年月日　平成25年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２５年（フ）第７４号
宮崎市錦本町４番52号　リバータウン錦本206号
破産者　岩井　里味
１　決定年月日　平成25年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３８号
鹿児島県鹿児島市玉里団地２丁目18番11号セジュール玉里201号
破産者　東　　知人
１　決定年月日　平成25年６月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第１１７３４号
東京都中央区八重洲１―５―５　第２浅川ビル７階、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横浜市港南区笹下２丁目３番８号
破産者　株式会社クオリティ
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３２９号
東京都府中市天神町２丁目９番地11
破産者　株式会社多摩建装
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２３３０号
東京都府中市新町２丁目74―10
破産者　原　　伸吉
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３１５９号
東京都渋谷区恵比寿西１丁目21番５号
破産者　株式会社デスバレー
１　決定年月日　平成25年６月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部